

仙 台 市 社 会 福 祉 審 議 会 会 議 録

標記会議について、協議の結果直接の議論の必要性が低いと判断したことから、一堂に会しての開催とはせず、本会議の資料送付と書面による表決をもって、下記により開催した。

1 開催日時

令和8年8月6日(木)発送～令和8年8月21日(金)締切

2 送付委員

仙台市社会福祉審議会委員 62 名

3 議事

仙台市社会福祉審議会運営要領の改正について

【改正の内容】

令和7年10月の改正児童福祉法の施行により、審議会等への報告対象となる被措置児童等への虐待事案に係る施設等の範囲が拡大されたことに伴い、部会の所掌を拡大するとともに、名称を変更するもの。

4 書面表決結果

(1) 議事「仙台市社会福祉審議会運営要領の改正」について

「承認する」39名、「承認しない」0名、未回答22名（議長である委員長分除く）

以上、「承認する」多数により、本議事について承認することとする。

(2) 議事及び送付資料の内容についての意見

【小田島 久美子 委員】

意見：今回の改正は、審議会の機能を明確化するものであり、必要な改正であると考えます。

今後の運用においては、報告を受けた後、どうするのか、こどもの声を聴き、事実を検証し再発防止に繋げる一体的な仕組みや児童の権利擁護の視点が重要であると思います。

5 署名委員

阿部重樹委員長、高野章子委員

【配布資料】

資料1-1 仙台市社会福祉審議会運営要領の改正について

資料1-2 新旧対照表

資料1-3 仙台市社会福祉審議会運営要領（案）

書面決議書及びご意見・ご質問用紙